

山梨県公報

第百八十五号

令和三年

四月二十二日

木曜日

目次

告示

○道路の供用開始……………一八三
○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………一八三

公告

○大規模小売店舗の新設に関する届出……………一八三
○国土調査の指定……………一八四
○土地改良区役員の退任及び就任……………一八四
○基本測量の終了……………一八六
○公共測量の実施……………一八六
○公共測量の終了(五件)……………一八六
公安委員会
○一般競争入札について……………一八七

告示

山梨県告示第百三十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和三年五月十三日まで一般の縦覧に供する。

令和三年四月二十二日

山梨県知事

長

崎

幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
主要地	敷島竜王線	甲斐市亀沢字中下三八一―番一	三四七・六	令和三年四

方道

地先から
甲斐市亀沢字菩提五〇七〇番一
地先まで

月二十八日

山梨県告示第百三十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び峡南建設事務所身延支所に備え置いて縦覧に供する。
令和三年四月二十二日

山梨県知事

長

崎

幸太郎

公告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。
令和三年四月二十二日

山梨県知事

長

崎

幸太郎

届出者

氏名又は名称及び法人にあつては 住所

火打石	標柱番号	郡	市	町	村	大字	字	地番
二十六	同	南巨摩郡	南部町	同	同	同	火打石	二五九七四番
二十七	同	同	同	同	同	同	同	同

急傾斜地崩壊危険区域
平成二十五年山梨県告示第六十四号中の標柱番号四号と次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号二十六号の標柱を結んだ線、標柱番号二十六号と二十七号の標柱を結んだ線、標柱番号二十七号と同告示中の標柱番号七号を結んだ線及び同標柱番号と同告示中の標柱番号四号を順次結んだ線に囲まれた区域

代表者の氏名

株式会社クスリのアオキ
代表取締役 青木宏憲

石川県白山市松本町二千五百十二番地

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 クスリのアオキ河東中島店

(二) 所在地 山梨県中巨摩郡昭和町河東中島字十二枚千八百三番一外

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称及び法人にあっては
代表者の氏名

住所

株式会社クスリのアオキ
代表取締役 青木宏憲

石川県白山市松本町二千五百十二番地

3 大規模小売店舗の新設をする日 令和三年十二月十四日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 千三百三平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 五十一台

(二) 駐輪場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 二十三台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 面積 十六平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 容量 十三立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社クスリのアオキ	小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
		午前九時	閉店時刻
			翌午前零時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から翌午前零時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(1) 数 二箇所

(2) 位置 届出の図面のとおり

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで

三 届出年月日 令和三年四月十三日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和三年八月二十三日まで

● 国土調査の指定

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定により、次のとおり国土調査として指定した。

令和三年四月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 国土調査の指定年月日

令和三年四月十四日

二 調査を行う者の名称

笛吹市

三 調査地域

笛吹市市部の一部

四 調査期間

令和三年四月十四日から令和五年三月三十一日まで

● 土地改良区役員の変更及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、村山

六ヶ村堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

令和三年四月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	小池一茂	北杜市高根町村山東割五百二十四番地	令和三年三月三十一日
同	藤原一利	北杜市高根町村山東割千二百八十六番地	同
同	大芝貞夫	北杜市高根町村山西割千二百四十二番地	同
同	浅川一満	北杜市高根町村山北割千八百五十九番地	同
同	高瀬和彦	北杜市高根町堤五百三十八番地	同
同	保坂行美	北杜市高根町蔵原千四百八十八番地	同
同	伊藤智明	北杜市高根町小池六百九番地一	同
同	指吸敬治	北杜市高根町村山北割二百九十六番地	同
同	仲嶋和義	北杜市高根町堤五百十番地	同
同	原博司	北杜市高根町村山西割九百六十九番地	同

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	新海敏生	北杜市高根町蔵原千九百八番地	令和三年四月一日
同	仲嶋和義	北杜市高根町堤五百十番地	同
同	山本高良	北杜市高根町小池七百十五番地	同
同	大芝貞夫	北杜市高根町村山西割千二百四十二番地	同
同	清水秀夫	北杜市高根町村山東割八百八十九番地三	同
同	指吸敬治	北杜市高根町村山北割二百九十六番地	同

同	同	同	同	同	同	同
同	中村忠淳	北杜市高根町蔵原千七百六十七番地二	同			
同	山本高良	北杜市高根町小池七百十五番地	同			
同	新海敏生	北杜市高根町蔵原千九百八番地	同			
同	藤原朝福	北杜市高根町村山東割千四百十八番地	同			
同	植松勝	北杜市高根町村山北割三千六百二十二番地	同			
同	菊原光大	北杜市高根町村山西割四百六十八番地一	同			

同	同	同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同
福田和久	小池良幸	横森俊司	清水光	浅川一満	伊藤哲夫	原明人	油井啓文	中嶋昭洋	藤原久徳	作道和夫	
北杜市高根町村山北割三千二百六十一番地	北杜市高根町蔵原千七百三十八番地	北杜市高根町村山西割七十四番地	北杜市高根町村山東割六百九十六番地	北杜市高根町村山北割千八百五十九番地	北杜市高根町小池七百四十番地二	北杜市高根町村山西割二千八百十二番地	北杜市高根町堤五百八十九番地	北杜市高根町村山北割三千二十三番地一	北杜市高根町村山東割千三百六十一番地	北杜市高根町蔵原千五百五十八番地二	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

● 基本測量の終了
 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。
 令和三年四月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎
 一 測量の種類 基本測量（地殻変動補正パラメータ測量）
 二 測量の地域 山梨県全域
 三 測量の期間 令和三年三月一日から同年三月三十一日まで

● 公共測量の実施
 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により峡南建設事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
 令和三年四月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎
 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量）
 二 測量の地域 戸川流域
 三 測量の期間 令和三年四月十二日から同年七月三十日まで

● 公共測量の終了
 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により峡南建設事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
 令和三年四月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎
 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量（地図情報レベル五百））
 二 測量の地域 山梨県南巨摩郡身延町
 三 測量の期間 令和二年十一月四日から令和三年三月二十三日まで

● 公共測量の終了
 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省関東地方整備局河川部から次のとおり公共測量の実施を

終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 公共測量（航空レーザ計測）

二 測量の地域 富士吉田市、山中湖村、忍野村、富士河口湖町、西桂町、都留市、南アルプス市、富士川町及び市川三郷町

三 測量の期間 令和二年十一月五日から令和三年三月二十六日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土地理院の長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 公共測量（基準点測量）

二 測量の地域 山梨県全域

三 測量の期間 令和二年六月一日から令和三年三月三十一日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により山梨県から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 公共測量（空中写真撮影）

二 測量の地域 山梨県全域

三 測量の期間 令和二年七月十五日から令和三年三月三十一日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により南アルプス市から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

る。

令和三年四月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 公共測量（空中写真撮影及び写真地図作成）

二 測量の地域 南アルプス市

三 測量の期間 令和二年七月十五日から令和三年三月三十一日まで

公安委員会

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和三年四月二十二日

山梨県警察本部長 大 窪 雅 彦

一 一般競争入札に付する事項

1 借入物品等の名称及び数量 県警WANネットワーク機器 一式

2 借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間 令和四年二月一日から令和九年一月三十一日まで

4 借入場所 山梨県警察本部長が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県警察本部警務部情報管理課

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していない者

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）

第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員である者（地方自治法施行令第六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

(四) 営業に關し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 令和三年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（令和三年山梨県告示第百十一号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

四 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 郵便番号四〇〇一八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県警察本部警務部情報管理課情報システム企画・指導担当 電話〇五五―二二一―〇一〇

2 入札説明書の交付方法 この公告の日から令和三年五月十四日（金）までの山梨県の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時までに四一の交付場所において交付する。ただし、最終日（五月十四日）の交付時間は午前八時三十分から正午までとする。

3 入札及び開札の日時及び場所 令和三年六月四日（金）午前十一時 山梨県警察本部（防災新館）二階聴聞室

4 郵便又は信書便による入札書の受領期限及び場所 令和三年六月三日（木）午後四時までに山梨県警察本部警務部情報管理課情報システム企画・指導担当（郵便番号四〇〇一八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。

5 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、

入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法 この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めた入札者であつて、規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

五 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 入札者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類をこの公告の日から令和三年五月三十一日（月）までの間（県の休日を除く。）の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時までに四一の場所に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。ただし、最終日（五月三十一日）に持参する場合は午前八時三十分から正午までとする。

5 契約書作成の要否 要

6 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約であることから、翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、当該契約は解除することができる。

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県警察本部警務部情報管理課 電話〇五五―二二一―〇一〇

※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured: Computer Network

Devices for Yamamashi Prefectural Police Information System, 1 Set

2 Date and time for tender: 11:00AM June 4, 2021

3 Bureau in charge: Information System Planning and Direction Section,
Information Management Division, Police Administration Department,
Yamamashi Prefectural Police Headquarters 1-6-1 Marunouchi Kofu
Yamamashi 400-8586 Japan TEL 055-221-0110

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番